

人材紹介契約書

_____(以下「甲」という)と、株式会社フォーピープル（以下「乙」という）は、 職業安定法に基づき、人材の紹介について、次のとおり人材紹介契約を締結する。

第1条（業務内容）

甲は乙に対して人材の紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。なお、甲は紹介された人材を採用するか否かを決定する自由を有し、これは本契約により何ら制約を受けない。

第2条（労働契約の締結）

甲が求職者に「採用内定通知」及び「労働条件通知書」を交付し、求職者がこれを受諾することにより、労働契約が成立する。またこの事実を甲は乙に書面又はメールで通知する。

第3条（紹介手数料）

1. 乙が甲に紹介した人材(以下「紹介人材」という)が甲に入社した場合には、甲は、乙に対して紹介手数料を支払う義務を負う。
2. 紹介手数料の額は、紹介人材一人あたり、賞与を含めた推定年収の 35%（消費税別）とする。ただし、甲乙 が別途合意することにより、紹介人材ごとに掛け率を定めることができる。また、紹介手数料が 50 万円以下の場合は、紹介手数料を 50 万円（消費税別）とする。
3. 前項の紹介手数料の支払方法は、紹介人材が甲への入社内定取得した月の末締めとし、翌月末に、乙指定の銀行口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（紹介人材の中途退職）

1. 紹介人材が、甲に入社後 3 ヶ月以内に退職に至った場合、乙は前条に基づき甲が乙に支払った紹介手数料の 50%を紹介人材が退職した日より 30 日以内に、甲の指定する銀行口座へ振込によって返還する。なお、振込手数料は乙の負担とする。
2. 前項の規定は、紹介人材が乙から甲に労働者派遣されていた者である場合及び紹介人材の退職が甲の責めに帰すべき事由による場合には適用しない。

第5条（費用負担）

乙は、第 3 条に定める紹介手数料の他には本件業務のために要した実費、その他の手数料を甲に負担させない。

第6条（紹介人材の個人情報の保護）

1. 甲及び乙は、業務上知り得た紹介人材の個人情報及び関係者の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩し、または開示してはならない。

2. 個人情報保護の観点から甲は乙より提供を受けた紹介人材の個人情報ならびに面接時等に紹介人材から提出された履歴書等は、その提供者である乙または紹介人材本人に返却しなければならない。また複写をとったり、転記したりすることを禁ずる。ただし、労働契約が成立した紹介人材(採用内定者)についてはその限りではない。

第7条（直接交渉の禁止）

甲は乙より知り得た被紹介者とは、紹介日から1年を経つまでの間は直接交渉しないものとする。尚、甲が被紹介者と直接交渉の上採用を決定し入社させた場合は、これを乙の人材紹介活動と見做し、第3条の料金を甲は乙に支払うものとする。なお、紹介後1年以上経過し、求職者が乙を経由せず甲に応募した場合、その限りでは無いものとする。

第8条（採用勧誘の禁止）

1. 乙の他事業等、人材紹介以外の目的で乙が甲に紹介した人材に対する採用勧誘をする事を禁ずる。
2. 乙が人材紹介以外の目的で甲に紹介した人材を、甲が採用勧誘し採用に至った場合は、これを乙の人材紹介活動と見做し、第3条の料金を甲は乙に支払うものとする。

第9条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく業務の遂行過程で取得された相手方の業務上の情報を秘密として扱うものとする。尚、当該相手方が書面にて事前に承諾した場合を除き、第三者に開示してはならない。但し、公知の情報、既知の情報または適法に第三者から入手した情報については除くものとする。
2. 前項の秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から文書による契約終了の申し入れがないときは、本契約は更に1年間延長され、以後も同様とする。

第11条（反社会勢力等の排除）

1. 甲及び乙は、本契約締結日および本契約期間中のいずれにおいても、次の各号のいずれにも該当しないことを他の当事者に表明し、保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団等（以下、「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力と人的、資金的又は経済的に継続的な取引関係又は依存関係にあること。
 - (3) 自ら又は反社会的勢力を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、不当要求行為、業務妨害行為、違法又は不正な行為を行うこと。

2. 甲及び乙は、他の当事者が前項各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、無条件に本契約を直ちに解除することができるものとする。
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第12条（解約）

甲及び乙は、あらかじめ1ヶ月前までに書面にて通知をすることにより、本契約を解約できるものとする。

第13条（従前契約の失効）

本契約締結以前に甲乙間で締結された人材紹介に関する契約が存在する場合には、本契約の締結をもって、本契約のみが有効とする。

第14条（協議事項）

本契約に関連して疑義、紛争等が生じた場合は、甲乙間において信義誠実に協議を行い、解決するものとする。

第15条（管轄裁判所）

本契約及びこれに関連する一切の紛争を裁判によって解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

東京都渋谷区渋谷1-3-18

株式会社フォーピープル

代表取締役 田中弘武